

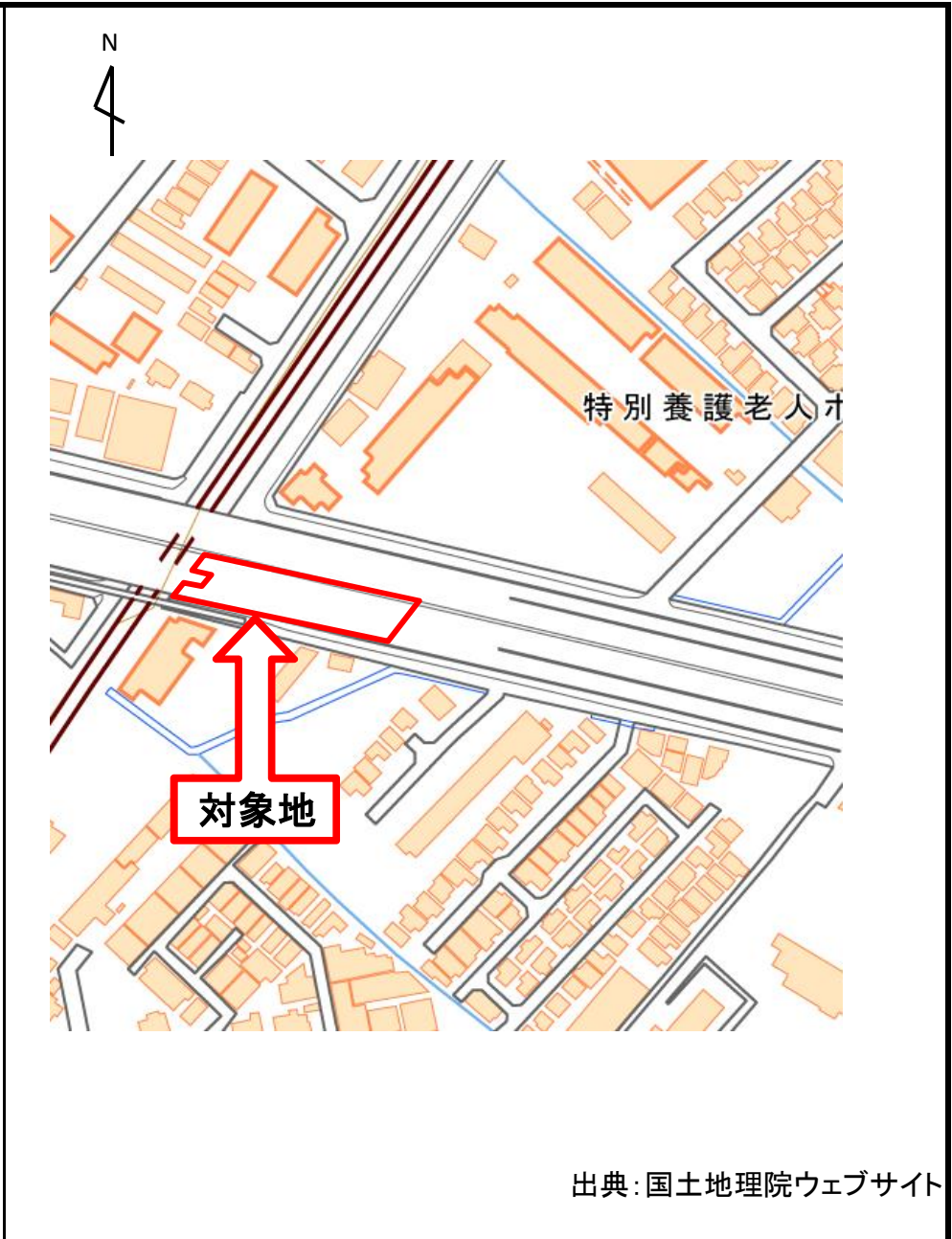
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	高石市取石五丁目618番2外 (主要地方道泉大津美原線 取石跨線橋下)	交通 機関	JR阪和線 北信太駅 北東約 850m	最 低 占用料 (年額)	452,200円/年	占用期間	5年	
4									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積				760 m ²				
接面道路 の状況	南側：府道・幅員約 8.0m・舗装有・高低差有 西側：府道・幅員約 11.0m・舗装有・高低差有(うち歩道(約4.0m)の 一部でアドプト・ロードを実施しているため、車道からの出入りは不可				1 平面駐車場(コインパーキング含む。)等平面利用を想定しております。 2 占用期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。 3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府高石警察署と協議し、許可を得てください。 対象地には泉大津美原線の橋脚(169(対象地中央部)及び170(対象地西端)の2脚)及び暗渠の排水溝(対象地北端付近)があります。この付近で工事を行う際は大阪府鳳土木事務所と協議して下さい。 アスファルト舗装、ネットフェンス、排水設備その他の道路の施設又は工作物の撤去、形状変更及び整備については、大阪府鳳土木事務所と協議し、許可を受けてください。ただし、対象地西端にある道路標識(進入禁止)の移設又は撤去はできません。 また、車両等の衝突により泉大津美原線の橋脚(169(対象地中央部)及び170(対象地西端)の2脚)に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問合わせ先) 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府高石警察署交通課 電話 072-265-1234(代)				
法令に 基づく 制限	市街化区域内								
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域						
		地域地区	—						
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
	その他の 法令等	・道路法(主要地方道 泉大津美原線区域内) ・文化財保護法(大園遺跡) ・消防法							
その他条件					4 雨水や汚水等の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないで下さい。排水等の処理については、高石市と協議してください。 (お問合わせ先) 高石市土木部上下水道課 電話 072-265-1001(代)				
供給処 理施設 の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	和泉市上下水道部水道工務課 0725-99-8151(直通)					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	無						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141						
	有	無							
公共 下水道	本管	引込管	高石市土木部上下水道課 072-265-1001(代)						
	有	無							
					5 電気の引込みについては、大阪府鳳土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。 (お問合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081				

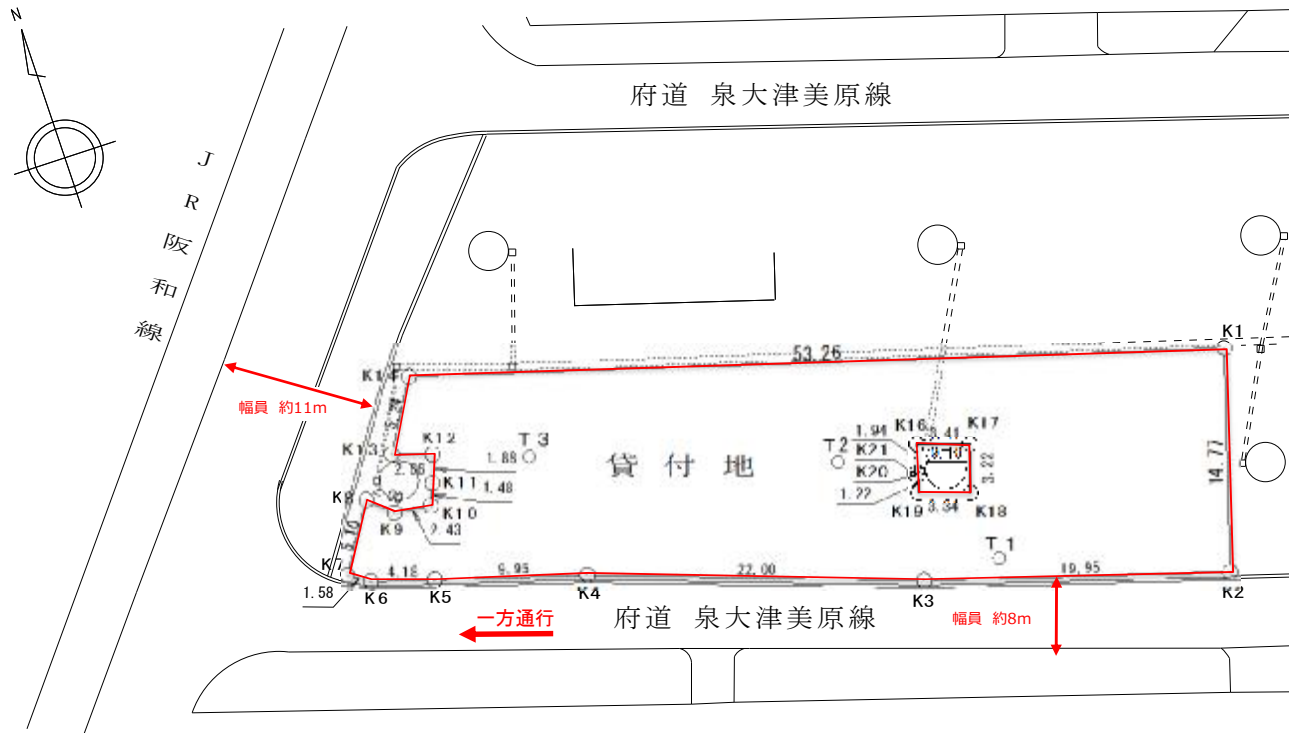
特記事項

- 6 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財法蔵地である「大園遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に高石市に届け出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
高石市教育委員会社会教育課 電話 072-265-1001(代)
- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、橋梁点検及び補修工事の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府鳳土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話072-273-0123(代)
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で令和6年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和6年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設であり、占有期間満了までに撤去される予定ですが、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行って下さい。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 対象地の上にある跨線橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 13 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第4号)



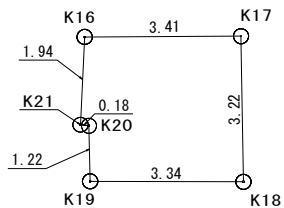
(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第4号)



全体面積

点名	X座標	Y座標	X・(Yn+1-Yn-1)
K1	13.837	14.696	741.344949
K2	-0.930	15.042	18.225210
k3	-1.476	-4.901	61.910820
K4	-1.105	-26.903	35.299225
K5	-1.429	-36.846	20.187483
K6	-1.545	-41.030	8.823495
K7	-1.135	-42.557	0.334825
K8	3.814	-41.325	11.705166
K9	3.005	-39.488	12.702135
K10	3.453	-37.098	8.601423
K11	4.933	-36.997	0.508099
K12	6.820	-36.995	-18.175300
K13	6.841	-39.662	-10.535140
K14	11.958	-38.535	650.012964
倍面積			1540.945354
面積			770.472677
地積			770.47 m ²

控除面積拡大図



控除面積			
点名	X座標	Y座標	X・(Yn+1-Yn-1)
K16	7.461	-5.399	26.120961
K17	7.479	-1.989	25.899777
K18	4.258	-1.936	-14.000304
K19	4.269	-5.277	-14.382261
K20	5.498	-5.305	-1.171074
K21	5.521	-5.490	-0.518974
倍面積			21.948125
面積			10.9740625
地積			10.97 m ²

	面積 (m ²)
全体面積	770.47
控除面積	10.97
貸付面積	759.50

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成30年6月7日
縮尺	S=1/500
事業者名	大阪府